令和
7 年度

品川区私立幼稚園に関する補助金のご案内

品川区に住民票がある満３歳（※）から５歳児（小学校就学前まで）の幼児等を、私立幼稚園等（認可外保育施設を除く）に通園させている保護者に対し、入園料や保育料、預かり保育料等の補助をしています。

補助金の種類と対象となる方

各補助金の補助要件や補助額についてはご案内ページをご確認ください。

１．私学助成園にお通いの方向けの補助金		**ご案内ページ**
保育料補助金	満３歳児（※）～年長の園児の保護者	Ｐ２

令和７年度より世帯の所得に関係なく月40,000円補助されるように補助額を拡充しました。

２．新制度移行園にお通いの方向けの補助金 **（区内対象園：八潮、品川教会附属、大井うさぎ、鈴ヶ森めばえ）**		**ご案内ページ**
特定負担額補助金	満３歳児（※）～年長の園児の保護者	Ｐ２

令和７年度より世帯の所得に関係なく月14,300円補助されるように補助額を拡充しました。

３．全園共通の補助金		**ご案内ページ**
（１）入園料補助金	令和７年度中に私立幼稚園等に入園した園児の保護者が対象となります。	Ｐ３
（２）預かり保育補助金	保育の必要性の認定を受けている園児の保護者	Ｐ３、４

（※）満３歳児は満３歳児クラス開設園に通園する園児が対象です。
（未就園児クラスやプレ保育は対象外）
区内の対象園はあけぼの、洗足うさぎ、品川教会付属、八潮の各園（令和7年5月現在）です。

区外の園の対象については、各施設や各自治体へお問い合わせください。

申請手続きについては、５ページ目以降をご確認ください。

1 （私学助成園向け）保育料補助金

区HPでのご案内はこちらです

（１）補助要件

①品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること。
②私立幼稚園等に在籍し、保育料等を支払っていること。
③園児の年齢が満３歳児・年少～年長
※休園されている期間中は、保育料等を支払っていても対象外です。

（２）補助額

40,000円（月額上限）

（月の保育料等が40,000円未満の場合は、実際に支払う額が上限となります。）

保育料補助の対象となるもの

月々の保育料に加え、その他納付金（園則に記載され、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等として徴収される経費）が対象となります。給食費や園バス代、制服代は対象となりません。
※実例詳細については６ページ目の補足説明もご確認ください。

2 （新制度移行園向け）特定負担額補助金

区HPでのご案内はこちらです

（１）補助要件

①品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること。
②私立幼稚園等に在籍し、特定負担額を支払っていること。
③園児の年齢が満３歳児・年少～年長
※休園されている期間中は、特定負担額を支払っていても対象外です。

特定負担額とは・・・

園則に記載され、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等として徴収される経費です。

（２）補助額

14,300円（月額上限）

（月の特定負担額が14,300円未満の場合は、実際に支払う額が上限となります。）

3 全園共通の補助金

1. 入園料補助金

区HPでのご案内はこちらです

（1）補助要件

①品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること（4月は4月末が基準日）。
②令和7年度中に入園し、入園料等を支払っていること。
③他自治体等での入園料補助金の交付を受けていないこと（園児1人につき1回のみ給付）。

（2）補助額

100,000円（上限）　園児1人につき1回限り補助
（入園料が10万円未満の場合は、実際に支払う額が上限となります。）

2. 預かり保育補助金

区HPでのご案内はこちらです

❶ 年少・年中・年長・住民税非課税世帯の満3歳児

（1）補助要件

①保育の必要性の認定を受けていること。
（認定申請方法は（3）をご覧ください。）
②品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること。
③私立幼稚園等の預かり保育を利用し、利用料を支払っていること。

（2）補助額

○年少・年中・年長　**11,300円　（月額上限）**
○非課税世帯の満3歳児　**16,300円　（月額上限）**

※ 幼稚園の預かり保育は1日あたりの補助上限は**450円**です。
※ お通いの幼稚園によっては、認可外保育施設の併用分の補助を受けられる場合があります。その場合の補助額は認可外保育施設の利用料と、幼稚園の預かり保育の補助金の合算額となります。（月額上限は上記のとおりです。）
※ 区内の併用の可否は区のホームページでご確認ください。（区外園にお通いの場合は、園の所在する自治体へご確認ください。）

（3）保育の必要性の認定申請について（事前のお手続き）

区HPでのご案内はこちらです

■提出が必要な書類
①「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
②保育を必要とする「要件」を証明する書類
※「要件および証明書類、認定期間」につきましては、P6「保育の必要性（保育認定）」でご確認ください。
※申請に必要な書類は区ホームページよりダウンロードしてください。

■提出先
〒140－8715　品川区広町2－1－36
品川区役所　保育入園調整課　利用助成係

■提出期限
預かり保育を利用される前月20日までに、書類をご提出ください。
遡っての認定を受けることはできません。

❷満３歳児・０～２歳児（住民税課税世帯）

（１）補助要件

①保育の必要性の認定を受けていること。
（認定申請方法は（３）をご覧ください。）
②品川区に住民票があり、実際に居住していること。
③（満３歳児）私立幼稚園等の満３歳児クラスに在籍し、預かり保育を利用し、利用料を支払っていること。
④（０～２歳児）幼稚園における預かり保育事業（幼稚園型一時預かり事業Ⅱ）を利用し、利用料を支払っていること。

（２）補助額

○満３歳児　　**16,300円　（月額上限）**

※　幼稚園の預かり保育は１日あたりの補助上限は**450円**です。

○０～２歳児　　**42,000円　（月額上限）**

（３）保育の必要性の認定申請について（事前のお手続き）

預かり保育利用料に対する補助金を受けるには必ず必要です。

区HPでのご案内は
こちらです

■提出が必要な書類
①「保育認定申請書」
②保育を必要とする「要件」を証明する書類
※「要件および証明書類、認定期間」につきましては、P6「保育の必要性（保育認定）」でご確認ください。
※申請に必要な書類は区ホームページよりダウンロードしてください。

■提出先
〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６
品川区役所　保育入園調整課　入園相談担当

■提出期限
預かり保育を利用される前月の２０日までに、書類をご提出ください。
遡っての認定は受けることができません。

4 提出書類

区HPから取得する場合はこちらから

★全員必須★

品川区私立幼稚園等施設等利用給付請求書および園児保護者負担軽減補助金交付申請書

交付申請をする補助金が複数の場合（入園料、保育料、特定負担額、預かり保育）も、原則として、上記申請書１枚をご提出ください。

★以下は、該当の方のみ提出してください

◆令和６年１月１日以降に品川区へ転入された方

マイナンバーカードの写し（両面）

マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の書類が必要です。

通知カード（写）
または
マイナンバー記載の住民票の写
または
課税証明書（写）※１

＋

顔写真付きの本人確認書類１部（写）※２
または
顔写真なしの本人確認書類２部（写）※２

※１）令和６年と７年の**１月１日時点**で品川区外に住民登録のあった方は、当時住民登録のあった自治体発行の課税証明書を**それぞれ**ご提出ください。

※２）裏面記載ある場合は、裏面もコピーしてください。

◆令和５年１月１日以降に海外居住歴がある方

年間給与証明書・年間収入申告書（私立幼稚園等在園児用）

上記の提出が難しい場合は勤務先が発行した証明書類も可。

保護者全員分の証明書が必要になります。それぞれ証明書をご提出ください。

また、日本語以外の証明書については、日本語訳を添付してください。

◆同一世帯員に障害者手帳等※の交付を受けた方がいる方

障害者手帳の写し等

※）身体障害者手帳　療育手帳　精神障害者手帳
特別児童扶養手当　障害基礎年金を受給していることのわかるもの等

◆ひとり親※または寡婦※に該当する方

親権事項の記載のある戸籍謄本や離婚届受理証明書等

※）現に婚姻していない方、配偶者の生死が不明である方、 夫と死別もしくは離婚した後結婚していない等の状況にある方

◆預かり保育と認可外保育施設を併用している方

品川区私立幼稚園等施設等利用給付および預かり保育料補助金請求書
（私立幼稚園園児の在籍園以外の預かり保育事業等利用分の請求用）
品川区特定子ども・子育て支援領収書兼提供証明書

・提出期限については
令和７年４月～９月分は**令和７年１０月１５日（水）**
令和７年１０月～令和８年３月分は**令和８年４月１５日（水）**です。
（他の申請と異なりますのでご注意ください。）

保育の必要性（保育認定）についての補足説明

■要件と証明書類　　◎は区の所定用紙あり。

要件		提出書類
就労	雇用されている方 （内定している場合・親族の経営会社に勤務する場合も含む）	◎就労証明書【品川区所定様式】
就労	自営業・経営者・役員等の方	◎就労証明書【品川区所定様式】＋収入を証明する書類 （前年分の確定申告の写し等の就労実態が確認できるもの）
妊娠・出産		親子健康手帳(母子健康手帳)の写 （表紙および分娩日記載ページ）
求職		◎求職活動状況申告書＋ハローワーク受付票等（写）
就学		在学証明書、時間割（写）
疾病・障害		診断書、障害手帳（写）
看護・介護		◎介護状況申告書＋各証明書（介護保険被保険者証・診断書等）

1日4時間、月12日以上
月48時間以上の就労が目安

■要件と認定期間

要件	認定期間
就労	小学校就学前までの間、左記の事由により保育を必要とする期間 ※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点まで
妊娠・出産	出産予定月をはさんで、前後２か月（計５か月）
求職	利用希望月から２か月間
就学	左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害	左記の事由により保育を必要とする期間
看護・介護	左記の事由により保育を必要とする期間

保育料補助金の対象の変更について

■「その他納付金」が補助の対象に拡充

これまで月々の保育料のみを対象としていましたが、令和７年度は以下に例示する「その他納付金」を補助対象に拡充します。
※「その他納付金」は園則に規定されたものに限ります。

対象となる費用の実例

対象となる費用	対象とならない費用
施設等維持管理費 冷暖房費、空調費、燃料費 実習教材費（行事で使う資材費用）、 文房具（園が一律で購入しているもの） 保健衛生費（応急薬品、手洗い石鹸、 うがい薬、ペーパータオル、消毒液等）	父母の会費、PTA会費、寄付金、同窓会委託金 園バス代、給食費 文房具（保護者が個人で購入するもの）、 遠足代、制服代、卒園アルバム代

5 補助金給付スケジュール

補助金名称		申請書提出日	入金時期		
			入園料	保育料	
				4～9月（前期）	10～3月（後期）
入園料	①	～6月30日(月)	**8月下旬**	―	―
	②	7月1日(火)～9月30日(火)	**11月下旬**	―	―
	③	10月1日(水)～令和8年3月31日(火)	**令和8年5月下旬**	―	―
保育料特定負担額預かり保育補助金	④	～9月30日(火)	―	**11月下旬**	**令和8年5月下旬**
	⑤	10月1日(水)～令和8年3月31日(火)	―	随時（※）	**令和8年5月下旬**

※前期分の補助金については、10月以降に提出された場合、おおむね1～2か月程度で随時補助致します。（書類不足等により、審査が完了しない場合を除く）
※幼稚園が月々の保育料等を徴収せずに、保護者の代わりに幼稚園が補助金を受領する方式（代理受領）を選択した場合、保育料および特定負担額補助金は保護者の方の口座にお支払いすることはありません。なお、代理受領方式の場合でも交付決定通知は保護者あてに発送します。
※区外への転出や退園される場合は区への報告は不要ですが、在園したまま区外へ転出される際はその旨園に必ずお知らせください。

6 提出先および問い合わせ先

申請書については、幼稚園での取りまとめのご協力をお願いしています。お通いの園で取りまとめている場合は、園にご提出ください。それ以外の場合および6ページ目に記載した添付書類は、品川区役所の窓口もしくは郵送で下記住所へご郵送ください。

〒140－8715
品川区広町2－1－36
品川区役所　保育入園調整課　利用助成係　私立幼稚園担当あて
電話：03－5742－6039（直通）

7 その他（代理受領について）※令和7年度中開始予定

品川区内の私立幼稚園のうち、一部の園については、保育料補助金（月40,000円まで）や特定負担額補助金（月14,300円まで）を、品川区から直接園に支払う方式に変更となることが予定されております。

上記取り扱いに変更となった園については、幼稚園には実際の保育料等との差額をお支払いいただくことになります（補助対象外の納付金等は別途支払いが発生します）。

詳細につきましては、各園からご案内があります。